

舞鶴市危機管理基本指針

平成22年11月

目 次

第1章 総則

1	目的	1
2	定義	1
3	想定される危機の態様	1
4	危機事象と主たる所管部	2
5	危機管理の基本方針	2
6	職員の心構え	3
7	危機管理における「自助」、「共助」及び「公助」	3

第2章 危機管理の体制

1	危機事象のレベルとその対応	4
2	対策本部等の設置	5
3	危機管理責任者・危機管理推進者等の設置	6
4	危機管理監の職務	7
5	危機管理室の職務	7

第3章 事前対策

1	未然防止	8
2	危機事象による被害等の想定	8
3	危機管理対応マニュアルの作成	8
4	緊急連絡網の整備	8
5	関係機関との連携強化	8
6	資機材の備蓄と確保	9
7	研修・訓練の実施	9
8	危機管理意識の高揚	9

第4章 応急対策

1	初動時における対応	10
2	情報の収集及び伝達	10
3	全庁的な対応への移行	12
4	職員の動員	12
5	市民等への情報提供	12
6	報道機関への情報提供	13

第5章 事後対策

1	復旧・復興対策の推進	14
2	被害者等への救援	14
3	対応の評価	14
4	再発の防止	15
5	危機管理基本指針等の見直し	15

【 資料編 】

別紙1	「危機レベル別の本部等体制」	16
別紙2	「危機事象発生時のフローチャート」	17
別紙3	「対応マニュアルの構成例」	19
別紙4	「危機事象発生時の連絡系統図」	20
別紙5	「危機事象発生状況報告書」	21

第 1 章

総 則

第1章 総則

1 目的

舞鶴市危機管理基本指針（以下「基本指針」という。）は、本市が実施する危機管理の基本的な考え方を定め、市域及びその周辺で、様々な危機事象の発生及び発生するおそれがある事態に際し、速やかに対応することによって、市民の生命、身体及び財産への被害を防止し、又は軽減することを目的とする。

なお、震災、風水害などの自然災害等については、舞鶴市地域防災計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態については、舞鶴市国民保護計画に基づきそれぞれ対応することとする。

2 定義

(1) 危機事象の定義

基本指針の対象とする危機とは、不特定多数の市民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある不測の事態及び市民生活に多大な不安を与える事態とする。

(2) 危機管理

危機管理とは、危機事象の原因と状況を把握・分析し、その危機事象によってもたらされる課題を想定することによって、被害や影響を回避・軽減し、又は最小限に抑制するための適切な対応を行うことをいう。

(3) 危機管理対応マニュアル

危機管理対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）とは、危機管理を円滑かつ適切に行うため、必要な対応策をまとめた手順書をいう。

3 想定される危機の態様

(1) この基本指針で対象とする危機事象は、次に該当するものとする。

ア 市民の生命、身体及び財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案

イ 全庁的又は部局横断的に事態への対応に取り組むべき事案

ウ その他、市民の安心・安全に大きな影響を及ぼすおそれがあり、市長が特に対応が必要と認める事案

(2) この基本指針では、次に掲げる危機事象は除く。

ア 舞鶴市地域防災計画で想定している災害

「風水害」、「土砂災害等の災害」、「地震災害」、「原子力発電所の事故」、「海難・航空・鉄道・道路・危険物等・林野火災・広域停電・石油類流出事故」

イ 舞鶴市国民保護計画で想定している事態等

「武力攻撃事態等」、「緊急対処事態」、「武力攻撃災害」

ウ 被害が直接的、又は突発的でない事象

「地球環境」、「財政危機」、「金融・経済危機」等

4 危機事象と主たる所管部

危機事象	主たる所管部
情報システムの重大な障害	企画管理部
危険物の大量漂着	企画管理部
個人情報の大規模な漏えい	総務部
市庁舎等における重大な事故等	総務部
福祉施設等における重大な事故等	福祉部
感染症による甚大な健康被害の発生	健康推進部
医療施設における重大な事故等	健康推進部
重大な家畜伝染病の発生	産業振興部
市のイベント時における重大な事故等	産業振興部
ライフラインへの甚大な影響	水道部
学校施設等における重大な事故等	教育振興部

5 危機管理の基本方針

- (1) 様々な危機事象に即応し、関係部課が連携して対応できる体制を整備する。
- (2) 危機事象の情報を一元的に収集・管理する機能を整備する。
- (3) 基本指針には危機事象として掲げないものの、各部課内で対処すべきとする危機事象については、個別の対応マニュアルを作成する。

6 職員の心構え

各職員は以下に掲げる心構えを遵守し対応にあたる。

- (1) 市民の生命、身体、財産を守っているという意識を持つこと。
- (2) 事前対策によって被害を発生させないことを基本に、万一、被害が生じた場合は、適切な応急対策に取り組むことによって被害の低減に努めること。
- (3) 危機事象に関して常に注意を払うとともに、機敏に対応すること。
- (4) 応急対策においては、「見逃しの三振」より「空振りの三振」を旨とすること。
- (5) 自立した判断ができるよう基本指針や対応マニュアルについて熟知しておくこと。

7 危機管理における「自助」、「共助」及び「公助」

市民の安心・安全の確保は、行政（公助）だけでは困難である。市の公助は、市民の一人ひとりの備え（自助）と、住民同士の協力による対応（共助）が一体となることによって機能する。自助、共助、公助が、相互に連携しあって対応することが重要である。

第 2 章

危機管理の体制

第2章 危機管理の体制

1 危機事象のレベルとその対応

(1) 危機事象への迅速な対応を図るため、危機事象にレベルを設定し、そのレベルに対応した体制を確立する〔別表1〕。

(2) 危機事象のレベルの判断及び移行については、危機事象の所管部課(以下「所管部課」という。)の情報に基づき次の者が判断する。

ア 危機レベル1～3 …………… 危機管理監

イ 危機レベル4・5 …………… 市長（危機管理監の意見具申により）

〔別表1〕

区分	危機レベル	内 容
危機事象のおそれ及び初期	レベル1 (監視レベル)	・危機事象発生の可能性があるという情報があり、所管課と危機管理・防災課が連携・協力して、状況の確認等、情報収集に重点をおき、その推移を見極める事態。
	レベル2 (注意レベル)	・危機事象が発生する可能性が高まっていることから、所管課と危機管理・防災課で警戒態勢を整え、必要に応じて「調整会議」を設置する。
	レベル3 (部課対応レベル)	・危機事象が周辺で発生したが、その被害や社会に与える影響が限定されることから、所管部課による「危機事象対策会議」を設置する。
危機事象の発生	レベル4 (警戒本部レベル)	・市内で危機事象が発生し、その被害によって市民生活に影響を与えることが予想されることから、「警戒本部」を設置し、複数部課で対応する。
	レベル5 (対策本部レベル)	・市内で危機事象が発生し、その被害の規模・内容により、市民生活に影響が極めて大きいことから、「対策本部」を設置し、全庁的に対応する。

2 対策本部等の設置

(1) 設置

ア 市域における被害の規模や市民に与える影響が大きい危機事象に対応するため、対策本部又は警戒本部を設置する

また、特定の地域において応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な場合は、現地対策本部を設置する

イ 対策本部等の体制は、別紙1の「危機レベル別の本部等体制」による

ウ 対策本部等の体制の移行については、被害の状況やその影響などから、危機管理監が関係部課の意見を参考に調整し、市長が判断する

エ 危機事象の所管部課は、対策本部等を設置する必要があると判断するとき、危機管理監に対し、対策本部等の設置を要請することができる

オ 対策本部、警戒本部は、市長が設置する

(2) 対策本部、警戒本部の組織・運営

ア 対策本部、警戒本部は、本部長、副本部長、本部員等をもって構成する

イ 対策本部、警戒本部の組織・運営に関する必要な事項は、別に定める

(3) 対策本部、警戒本部の主な所掌事務

ア 被害状況、対策状況等の総合的な掌握に関する事項

イ 対応方針の決定及び実施に関する事項

ウ 適切な住民対応に関する事項

エ 関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事項

オ 広報等に関する事項

カ その他必要な事項

(4) 危機事象対策会議、調整会議の設置と組織・運営

ア 発生した危機事象への対応が特定の部課に限定され、本部体制に至らない場合は、危機管理監の判断により事象の推移や影響の度合に応じ危機事象対策会議、又は調整会議を設置する

イ 危機事象対策会議の体制は、主たる対応部課と危機管理室で組織する

ウ 調整会議の体制は、所管課と危機管理・防災課で組織する

(5) 危機事象対策会議、調整会議の主な所掌事務

ア 情報の収集、応急対応及び調整に関する事項

- イ 適切な住民対応に関する事項
- ウ 警戒本部への移行に関する事項
- エ 関係機関との連絡調整に関する事項
- オ その他必要な事項

(6) 危機事象の発生から本部体制等に至るフローチャートは、別紙2のとおりとする。

3 危機管理責任者・危機管理推進者等の設置

(1) 設置

- ア 平常時における全庁的な危機管理体制の整備・強化を図るため、各部課に危機管理責任者及び危機管理推進者を設置する
- イ 危機管理責任者は各部局長とし、危機管理推進者は各課長とする

(2) 危機管理責任者及び危機管理推進者の責務

- ア 危機管理責任者は、部課における危機管理を総合的に推進するため、平素から危機管理監及び各部課との情報交換を密にするとともに、部課内の危機管理能力の向上に努め、所管する危機事象の対応マニュアル等の整備を図る
- イ 危機管理推進者は、危機管理責任者の業務を補助し、課内の危機管理に関する事務の連絡調整や情報収集等を行う

(3) 危機管理連絡会議の設置

- ア 平常時において危機管理に関する情報交換を行うとともに、危機管理体制の一層の充実と推進体制の強化を図るため、危機管理責任者を構成員とする危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する
- イ 連絡会議は、危機管理監が招集し主宰する

(4) 危機管理担当主任の設置と責務

- ア 各課に危機管理担当主任を置く
- イ 危機管理担当主任は、平常時から、危機管理推進者と連携し、危機管理に関する動向を把握するとともに必要な情報の収集に努める

4 危機管理監の職務

- (1) 危機事象の所管部課が不明確、又は複数の部課にまたがる場合、危機管理監は市長の指示に基づき担当部課を指定する。
- (2) 市民や報道機関への提供情報については、危機管理監が一元的に管理する。
- (3) 危機管理監は、危機事象の対応に関し、必要に応じ市長に対して意見具申を行う。

5 危機管理室の職務

- (1) 応急対策の総合的調整
 - ア 危機事象への対応が一体的かつ効率的に実施されるよう、関係部課が行う措置に関し、その進捗状況を把握し、総合的な調整を行う
 - イ 関係部課に対し、危機事象に関する資料若しくは情報の提供、又は予防若しくは応急対応のための措置を求めることができる
- (2) 情報の一元管理

危機事象が発生し、又は発生する恐れがある場合、被害状況や応急対応等の情報を一元的に収集・管理する。
- (3) 危機管理監への報告

所管部課から対策本部の設置要請があったとき、又は危機の規模が拡大するなど複数部局が連携して対応する必要があると認めるときは、危機管理監に報告する。

第 3 章

事前对策

第3章 事前対策

1 未然防止

危機事象への対応は、当該危機事象の所管部課が第一義的な責任をもって対応し、被害の発生及び拡大の防止のために必要な措置を講じる。

2 危機事象による被害等の想定

各部課は、所管する危機管理事象及びその対策の現状を把握するとともに、これをもとに被害の程度と影響の大きさ等を想定する。

3 危機管理対応マニュアルの作成

- (1) 各部課は、所管する危機事象に対して、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ関係部課や関係機関等と十分に協議・調整を行い、危機事象別に対応マニュアルを作成する。この場合、各事象に関わる関係機関や専門家等の意見を反映する。
- (2) 危機管理・防災課は、各部課が対応マニュアルを作成し、又は変更するとき、これを支援する。
- (3) 各部局は、対応マニュアルを作成し、又は変更した時は、速やかに危機管理・防災課へ報告する。
- (4) 対応マニュアルの構成例は、概ね別紙3のとおりとする。

4 緊急連絡網の整備

- (1) 各部課は、危機事象の発生に備えて、市長以下の関係職員の連絡先を記載した緊急連絡網を整備し、関係職員に配布する。
- (2) 各部課は、所管する危機事象について、連絡責任者（課長）を指定し、夜間・休日を含めた連絡網を整備する。
- (3) 各部課は、緊急連絡網を作成し、又は内容を変更したときは、危機管理・防災課に報告する。

5 関係機関との連携強化

各部課は、危機事象発生時の適切な対応のため、平常時から関係機関・団体

等との連携を強化する。

6 資機材の備蓄と確保

各部課は、危機事象への対応に必要な資機材の備蓄に努める。備蓄に適さない資機材等については、危機事象発生の際に円滑に調達できるよう、関係者と協議・調整する。

7 研修・訓練の実施

各部課は、平素から対応マニュアルに即した行動がとれるよう関係の部課、関係機関と協力し、訓練や研修を実施する。

8 危機管理意識の高揚

(1) 職員の危機管理意識の向上

ア 職員は、常に自己の職務や立場によって必要な「危機を感知できる感性」の保持・向上に努める

イ 特に所管する危機事象については、その内容を想定し、対策を検討するとともに、常に対応マニュアルを検証しながら必要な知識の取得や技術の向上に努める

(2) 市民に対する啓発

各部課は、被害の発生防止やその最小限化が図られるように、市民に対し、危機事象の発生を想定した対応等の啓発に努める。

第 4 章

应急对策

第4章 応急対策

1 初動時における対応

(1) 基本的な方針

初動時においては、決定した対応方針に基づき、危機事象の発生時から、関係部課、関係機関と連携・協力し、市民の生命、身体及び財産を守ることを最優先に応急対策を実施する。

(2) 市民の安全確保

危機事象の発生現場及び周辺地域において、市民の生命・身体及び財産に危険が生じ、又は生じるおそれがある場合には、必要に応じて消防署、警察等の関係機関等の協力を得て、市民の安全確保のため最善の措置を講じる。

(3) その他の措置

医療救護、防疫対策、立ち入り制限など各種制限措置等の対応が必要な場合は、関係機関との連絡調整を行い、所要の措置を講じる。

(4) 応急要請

危機事象が発生した場合、本市だけでは十分対応できないと判断されるときは、国、京都府、関係自治体、関係団体等に応援を要請する。

2 情報の収集及び伝達

(1) 情報管理等の一元化

ア 危機事象の発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるため、所管部課は、情報管理の責任者を選任して情報の一元化を図る

イ 危機事象に関する情報については、所管部課で整理し、危機管理監のもと一元的に管理する

(2) 情報収集と対応

ア 所管部課は、夜間・休日を含め、危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合は、現地の情報収集に努める

また、状況に応じ関係機関と連携して情報の収集を行う

イ 所管部課は、収集した情報を危機管理監へ報告するとともに、あらかじめ定められた緊急連絡網に基づき、速やかに関係機関へ伝達し、情報の共有化を図る

ウ 情報の報告を受けた危機管理監は、速やかに関係部課へ情報を提供する

(3) 情報の内容と整理

ア 危機事象の発生時は、できる限り早い情報の入手が迅速な初動体制の確立のために不可欠であることから、第1報は、完全な報告にこだわることなく、断片的な情報であっても速報し、詳細は追加情報として続報する

イ 危機事象の詳細が判明した時点での情報は、危機事象の態様により異なるが、概ね次の事項を中心に収集し整理する

(ア) 危機事象発生の概要（時間、場所、危機の種別等）

(イ) 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測（死傷病者の状況等）

(ウ) 応急対応の状況（関係機関の実施する措置等）

(エ) 市民生活への影響及び地域住民の避難の状況等

(4) 情報伝達

ア 危機事象発生時の情報伝達は、別紙4の「危機事象発生時の連絡系統図」によって行う

危機事象発生の情報を入手した部課（所管部課以外も含む）は、第1報や被害状況等の速報を危機管理監まで可能な限り早く、口頭又は電話連絡、その他最も適切な方法によって報告する

イ 第1報や続報等を口頭又は電話によって行った場合、その後、速やかに別紙5の「危機事象発生状況報告書」を作成し、報告する

報告をファクシミリ又は電子メールによるときは、送信後直ちに電話により、送信した旨を伝える

ウ 危機事象発生の情報を入手した部課（所管部課以外も含む）は、人命救助に係る緊急事態に対しては、各部課の判断で消防署、警察等へ通報する

エ 危機管理・防災課が、危機事象に関する情報を入手した場合は、当該危機事象の所管部課へ情報を伝達する

(5) 市長への報告

ア 第1報及び被害状況等の速報は、危機管理監が市長へ報告し、市長からの指示事項があった場合は、速やかに関係部局に伝達する

イ 危機事象の詳細や応急対応の詳細は、所管部課が市長及び危機管理監へ報告する

3 全庁的な対応への移行

危機管理監の意見に基づき、市長が次の要件のいずれかに該当すると判断した場合は、全庁的な対応とする。

- (1) 次の状況から所管部課では対応しきれない事情が認められ、又は懸念される場合。
 - ア 被害・支障の広範囲、広域性
 - イ 短期集中的に人員の投入を必要とする特別の事情
- (2) 応急対策が複数部課にわたり、その調整や分担を市長の指揮命令の元で実施する必要があると認められる場合。
- (3) その他、本市の重要政策課題に関わる危機事象として認められる場合。

4 職員の動員

- (1) 所管部課は、危機事象の態様や規模等によって対応マニュアルに基づき、職員を動員する。職員の動員については、当初から可能な範囲で最大の人員を投入し、事態を正確に把握できた時点で、適切な人員に縮小するなどの措置をとることを基本とする。
- (2) 所管部課は、夜間・休日を含めた迅速かつ的確な対応が可能となる所要の職員数が確保されるよう、要員及び非常参集のための情報連絡網を定めておく。

5 市民等への情報提供

- (1) 危機事象発生の可能性が高い場合、又は発生時において、被害を予防、又は拡大を防止し、市民の安心・安全を確保するため、必要に応じて次の事項を中心に、テレビ、ラジオ、広報紙、チラシ、防災無線、広報車、ホームページ等、あらゆる手段を通じて、迅速かつ的確に情報を提供する。
 - ア 危機事象の状況
 - イ 今後の見通し
 - ウ 応急対策の実施状況
 - エ 市民がとるべき適切な対応
 - オ その他の関連情報

- (2) 市民からの問い合わせ等に一元的に対応できるよう、必要に応じて、専門の情報提供窓口を設置する。

6 報道機関への情報提供

- (1) 対策本部、警戒本部を設置して対応する場合の被害状況や応急対策等についての発表は、原則として市長が行い、危機管理監、及び所管部課が同席する。
- (2) 所管部課が対応する場合の被害状況や応急対策等についての発表は、所管部課、又は危機管理・防災課が行い、発表後、速やかに危機管理監へ報告する。
- (3) 現地対策本部を設置した場合の現地での情報提供は、現地本部長が行い、発表後、速やかに対策本部に報告する。
- (4) その他、報道機関への情報提供については、その内容、発表時期、方法等について広報担当部署と調整する。

第 5 章

事後対策

第5章 事後対策

1 復旧・復興対策の推進

(1) 基本的な方針

危機事象の発生によって市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興対策を推進する。

(2) 安全の確認

ア 応急対策がおおむね完了したと認められるときは、関係機関と協力して、早急に危機事象の発生現場及び周辺地域の安全の確認を行い、立ち入り制限等の各種制限措置を解除する

イ 危機事象の発生現場及び周辺地域の安全が確認された場合は、速やかに報道機関へ情報提供するとともに、市民への周知に努める

(3) 公共施設の復旧

公共施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧する。公共施設の復旧に長期間を要する場合には、代替施設の確保、又は機能の移設など、必要な措置を講じる。

2 被害者等への救援

(1) 健康相談等の実施

危機事象の発生により、生活環境の変化等から生じる健康への著しい不安などに対処するため、必要に応じて関係機関等と連携し、心身の健康に関する相談などの必要な措置を講じる。

(2) 生活支援

危機事象の発生により、自力での生活の再建が困難と認められる被害者に対しては、関係機関と協議のうえ、速やかに生活再建に向けた支援の方策を講じる。

3 対応の評価

(1) 各部課は、将来同様の危機事象が発生した場合の参考とするため、危機事象の原因、状況、対応策、課題などを取りまとめた「危機対応記録」（以下「対応記録」という。）を作成し、保存するものとする。

- (2) 対応記録の作成は、対策本部等を設置して対応した危機事象とする。
- (3) 対応記録の作成課は、当該対策本部等の事務局設置課とし、作成した対応記録は、危機管理・防災課へ提出する。
- (4) 各部課は、対応記録を関係者ととともに評価することにより、対応マニュアルの見直しや応急対策の改善に活用する。

4 再発の防止

各部課は、危機事象の事後評価や類似事象に対する訓練などを通じて、応急対策について検証を行い、反省点の抽出や改善策の検討を行う。

5 危機管理基本指針等の見直し

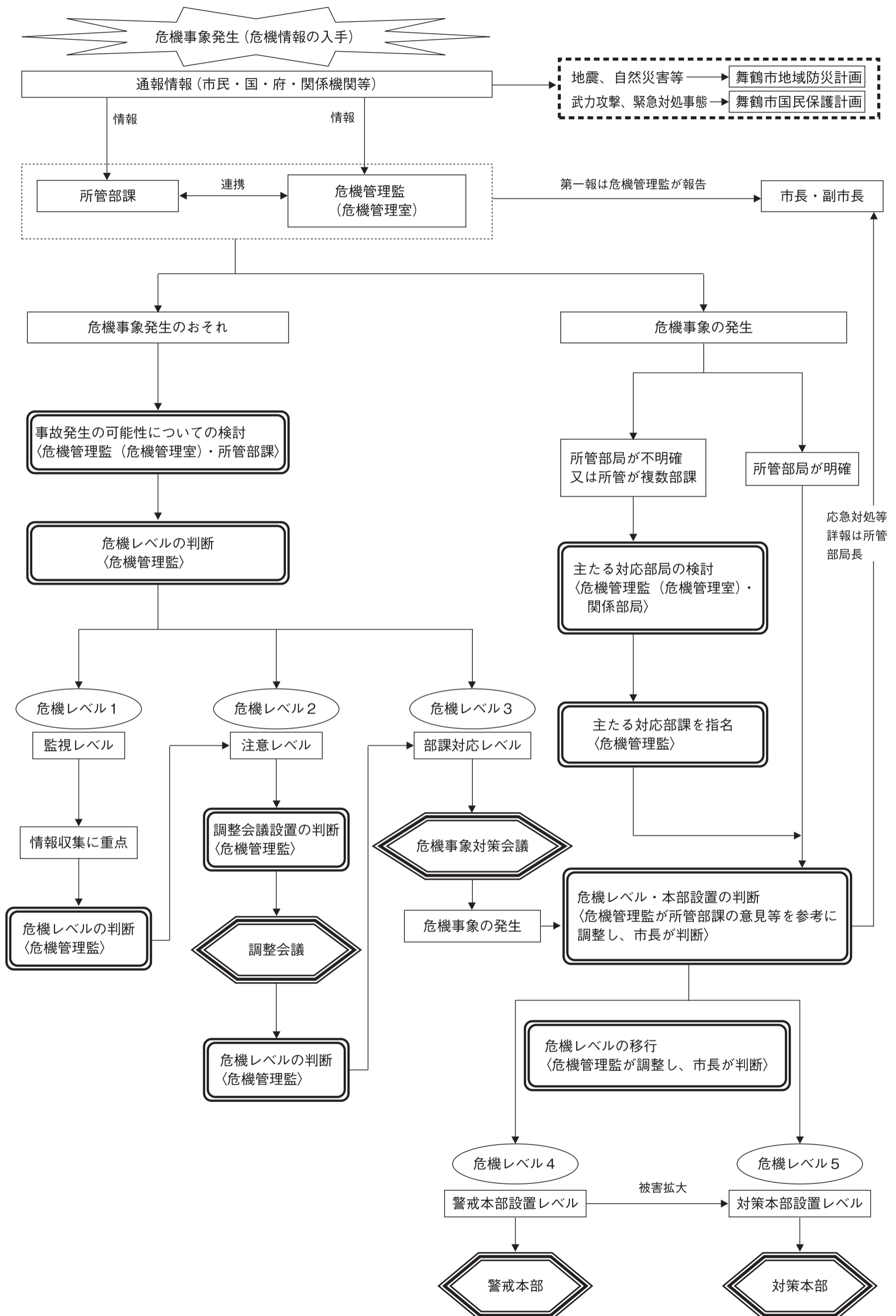
- (1) 基本指針や各部局の対応マニュアルについては、常に検証を加え、必要に応じて柔軟に見直しを行う。
- (2) 人事異動などがあった場合、速やかに緊急連絡体制を見直すとともに、対応マニュアルを新しい担当者へ引き継ぐ。

資 料 編

危機レベル別の本部等体制

危機レベル	設置区分	設置者	本部長 (委員長)	副本部長 (補佐)	本部委員	主な掌握事務	事務局
危機レベル1	— (監視レベル)	危機管理監	(所管課と危機管理・防災課が連携協力。事態の推移を見極め、必要な対策を検討する。)			<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・その他必要な事項 	—
危機レベル2	調整会議 (注意レベル)	危機管理監	所管課長	危機管理・ 防災課長	所管課員、 危機管理・ 防災課員	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・適切な住民対応 ・関係機関との連絡調整 ・その他必要な事項 	所管課、危機管理・ 防災課
危機レベル3	危機事象 対策会議 (部課対応 レベル)	危機管理監	主たる 対応部長	危機管理室 長	関係課長 外	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、応急対応 ・適切な住民対応 ・関係機関との連絡調整 ・広報等に関する事項 ・その他必要な事項 	所管課、危機管理室
危機レベル4	警戒本部	市長	市長	副市長、 水道事業管理者、 市民病院事業管理者、 教育長、 危機管理監	関係部局長、 危機管理室長	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針の決定と実施 ・適切な住民対応 ・被害状況等の掌握 ・対策本部への移行調整 ・関係機関等との連絡調整及び連携 ・広報等に関する事項 ・その他必要な事項 	危機管理室、 所管部課
危機レベル5	対策本部	市長	市長	副市長、 水道事業管理者、 市民病院事業管理者、 教育長、 危機管理監	全ての部局長、 危機管理室長	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針の決定と実施 ・適切な住民対応 ・被害状況、応急対策等の総合的な掌握 ・関係機関との連携及び支援要請 ・広報等に関する事項 ・その他必要な事項 	危機管理室、 所管部課

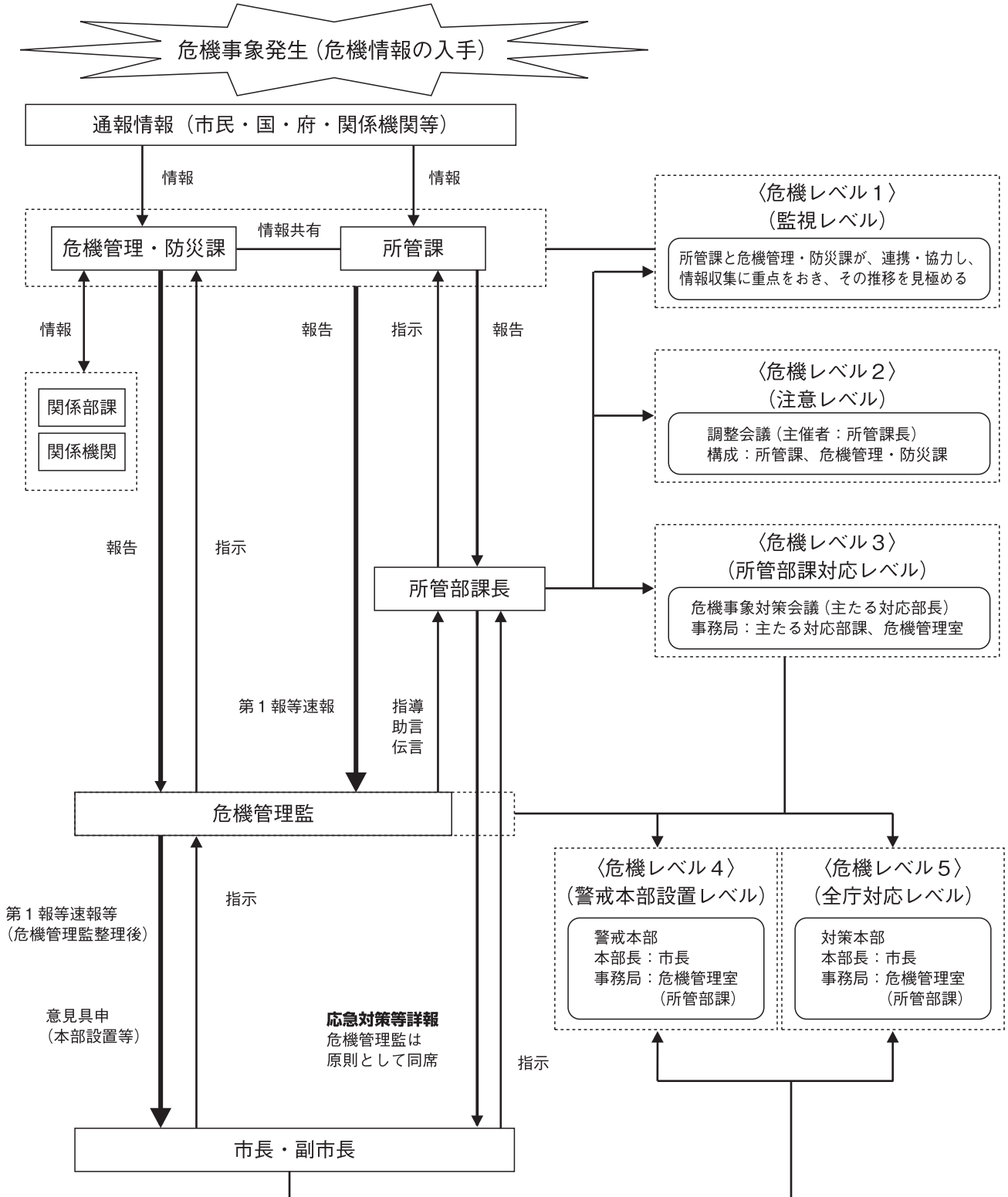
危機事象発生時のフローチャート



対応マニュアルの構成例

大項目	中項目	記載すべき内容
第1章 総則	1 目的	マニュアルの目的
	2 対象危機事象	対象危機事象
	3 危機管理対応の基本方針	危機管理対応の基本方針
第2章 危機管理体制	1 対応危機管理体制	レベルごとの体制
	2 危機管理責任者、危機管理推進者、 危機管理担当主任	配置と責務
第3章 事前対策	1 未然防止と被害等の想定	被害想定
	2 連絡網の整備	緊急連絡網
	3 関係機関との連携	関係機関との連携
	4 資機材の備蓄と確保	一覧及び補給計画
	5 研修、訓練の実施等	訓練等の実施方法、内容
第4章 応急対策	1 初動対応	初動対応方法、体制の確立
	2 情報の収集及び伝達	収集情報の内容、整理等
	3 職員の動員	レベルごとの職員体制
	4 市民等への情報提供	提供事項、方法
第5章 事後対策	1 復旧対策の推進	基本方針、安全確認
	2 被害者等への救援	相談、支援体制
	3 対応の評価	記録保存、継承
	4 再発の防止	検証、改善策検討
	5 対応マニュアルの見直し	

危機事象発生時の連絡系統図



市長が警戒、対策本部を設置
(危機管理監が意見具申)

危機事象発生状況報告書

平成 年 月 日 時 分現在

標 題	(第 報) について	
発 信 者	氏 名	
	所 属	
	連絡先	
発 生 日 時	平成 年 月 日 () 時 分	
発 生 場 所		
危機事象発生 の概要		
被害 の 状 況	人的被害	死傷者 [有 ・ 無 ・ 不明] (○囲み) 約 名 そのうち死者 名
	物的被害	[有 ・ 無 ・ 不明] (○囲み)
	その 他	
対 応 の 状 況		
その他特記事項		

受 信 者	受信日時	平成 年 月 日 () 時 分
	氏 名	
	所 属	
	処理事項	

※事象覚知後直ちに、分かる範囲で記載し報告してください。